

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月13日
【四半期会計期間】	第122期第2四半期(自平成29年7月1日至平成29年9月30日)
【会社名】	曙ブレーキ工業株式会社
【英訳名】	AKEBONO BRAKE INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 信元久隆
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町19番5号
【電話番号】	03(3668)5171(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 CFO 荻野好正
【最寄りの連絡場所】	埼玉県羽生市東5丁目4番71号
【電話番号】	048(560)1501
【事務連絡者氏名】	経理部長代行 莊原健
【縦覧に供する場所】	曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社) (埼玉県羽生市東5丁目4番71号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第121期 第2四半期連結 累計期間	第122期 第2四半期連結 累計期間	第121期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (百万円)	133,475	136,050	266,099
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,479	3,017	761
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 () (百万円)	2,831	1,222	354
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	7,490	1,997	1,926
純資産額 (百万円)	22,408	30,765	29,380
総資産額 (百万円)	183,980	202,300	201,790
1株当たり四半期(当期)純利益又は四半期純損失 () (円)	21.26	9.17	2.66
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	9.16	2.65
自己資本比率 (%)	9.1	13.2	12.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,940	6,772	14,138
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,839	4,701	15,887
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,601	525	2,796
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	10,123	17,235	15,564

回次	第121期 第2四半期連結 会計期間	第122期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	1.76	5.03

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第121期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものでありますが、予測しえない経済状況の変化等さまざまな要因があるため、その結果について保証するものではありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等について)

平成26年度から発生した北米事業での生産混乱により、平成27年度に北米事業は2期連続で営業損失を計上し、かつ多額の減損損失を計上したことから、連結全体の財政状態が悪化しました。手元流動性や自己資本比率は十分には回復していない状況ですが、当社グループは健全な財務体質への回復に向けて、中期経営計画の達成途上にあります。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しておりますが、当該重要事象等を解消、改善するための対応策は、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (6) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」に記載のとおり、全社を挙げて、北米事業の改革、黒字化定着のための諸施策を実行しています。また、メインバンクを中心に取引銀行各行とは緊密な関係を維持しており、今後の継続的な支援の方針についても合意をいただき、必要な新規の長期資金融資も受けております。

これらの状況を踏まえ、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は認められないと判断しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものでありますが、予測しえない経済状況の変化等さまざまな要因があるため、その結果について保証するものではありません。

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間（注）における当社グループの業績は、前年同期と比べ増収増益となりました。売上高は、中国・アセアン地域での受注増加が大きく貢献し、1,361億円（前年同期比1.9%増）となりました。利益面では北米の収益改善に向けた各施策の効果などにより、営業利益44億円（前年同期比6.0倍）、経常利益30億円（前年同期は経常損失15億円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は12億円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失28億円）と前年同期に比べ大幅な増益となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりです。

日本

当第2四半期連結累計期間における国内の自動車販売は新型車を中心に好調でした。当社グループにおいても、販売好調なSUV（スポーツ用多目的車）や新型車向け製品の受注増、フォークリフトなど産業機械製品の売上増がありました。一方、中近東向け小型トラックの販売不振などにより、売上高は404億円（前年同期比0.5%増）と、微増にとどまりました。利益面では、前年同期と比べ鋼材など材料市況の高騰や業績連動による賞与などの人件費、電動ブレーキや環境対応型摩擦材などの基礎研究開発関連費用の増加の影響で、営業利益は14億円（前年同期比32.0%減）となりました。

北米

米国の自動車販売は前年同期と比べ僅かに減少しているものの、ピックアップトラックやSUVの需要は依然として好調に推移しております。当社グループでもピックアップトラック、SUV用製品の受注が好調なことや販売価格の適正化の効果があったものの、米系完成車メーカーの乗用車からの撤退による影響、補修品業界全体における在庫調整の影響などにより、売上高は754億円（前年同期比4.5%減）となりました。

北米事業は、昨年度から取り組んでいる収益改善のための各施策が効果を上げ、生産混乱時には3直7日稼働を強いられてきた生産ラインも、第1四半期には全ラインで3直6日稼働体制になるなど、生産はほぼ正常化しました。前年同期と比べ、北米事業立て直しのための外部コンサルタント費用がなくなったことや緊急輸送費大幅削減などもあり、営業利益は12億円（前年同期は営業損失31億円）と大幅に改善いたしました。

欧州

補修品用摩擦材ビジネスの売上は減少しましたが、高性能量販車用製品やグローバルプラットフォーム（全世界での車台共通化）車用製品の売上増により、売上高は66億円（前年同期比23.0%増）でした。利益面では、スロバキア工場での本格増産に向けた生産基盤構築が途上であり、生産ライン増設に伴う減価償却費の増加や、生産立ち上げのための日本からの支援に伴う費用増加の影響により、9億円の営業損失（前年同期は営業損失6億円）となりました。

中国

小型自動車の減税幅縮小などの影響もあり中国自動車市場の伸びに陰りがみられたものの、依然としてSUVの需要は高く、売上高は107億円（前年同期比11.8%増）でした。利益面では、労務費の上昇に加え、減価償却費や環境規制対応コストが増加しましたが、利益率の高い摩擦材製品の受注が好調なこともあり、営業利益は14億円（前年同期比7.9%増）となりました。

タイ

昨年度後半に立ち上げた輸出向け小型車用製品に加え、タイ国内向け小型車用製品の受注拡大で、売上高は37億円（前年同期比26.8%増）となりました。利益面では、労務費の上昇や昨年度操業を開始した鑄造工場の立ち上げに関わる費用増の影響により、営業利益は2億円（前年同期比11.9%増）にとどまりました。

インドネシア

インドネシアの自動車市場全体が堅調に推移していることを背景に、当社グループ製品が採用されている新型MPV（多目的乗用車）の需要が好調であること、加えて欧州向けグローバルプラットフォーム車用製品の受注増などにより、売上高は89億円（前年同期比10.5%増）となりました。利益面でも、労務費増の影響はあるものの、昨年度に発生した新規ビジネスの立ち上げに伴う一時費用がなくなり、受注増による増益効果もあって、営業利益は9億円（前年同期比22.1%増）と前年同期を上回りました。

(注) 当第2四半期連結累計期間とは

- (1) 北米・中国・タイ・インドネシア 平成29年1月～平成29年6月
(2) 日本・欧州 平成29年4月～平成29年9月 となります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期連結会計期間末の資産は2,023億円と前連結会計年度末比5億円の増加となりました。流動資産は772億円と前連結会計年度末比14億円の増加となりました。主な要因は、長期借入金の増加などにより現金及び預金が17億円増加したこと、北米での季節要因(年度末売上減少からの反動増)や債権流動化実施金額が減少したことなどにより、受取手形及び売掛金が9億円増加したことによるものです。固定資産は1,251億円と前連結会計年度末比9億円の減少となりました。主な要因は、株価の影響により投資有価証券が5億円増加した一方で、減価償却費や為替の影響などにより有形固定資産が15億円減少したことによるものです。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末の負債は1,715億円と前連結会計年度末比9億円の減少となりました。流動負債は925億円と前連結会計年度末比17億円の減少となりました。主な要因は、1年内返済予定の長期借入金が28億円増加した一方で、支払手形及び買掛金が5億円減少したことや短期借入金が32億円減少したことによるものです。固定負債は790億円と前連結会計年度末比8億円の増加となりました。主な要因は、長期借入金が6億円減少した一方で、リース債務が12億円増加したことによるものです。なお、有利子負債残高1,186億円から「現金及び預金」を控除したネット有利子負債残高は1,014億円であります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産は308億円と前連結会計年度末比14億円の増加となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益12億円を計上したことにより利益剰余金が増加したことや、株価の影響によりその他有価証券評価差額金が3億円増加したことなどによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比17億円増加の172億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、68億円の収入(前年同期比38億円の収入増加)となりました。主な要因は、運転資本が18億円減少したことや法人税等の支払額19億円があった一方で、税金等調整前四半期純利益30億円や減価償却費63億円などにより、資金が増加したことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、47億円の支出(前年同期比31億円の支出減少)となりました。主な要因は、日米欧を中心とした設備投資により有形固定資産の取得による支出が49億円となり、資金が減少したことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、5億円の支出(前年同期比41億円の支出減少)となりました。主な要因は、長期借入れによる収入80億円やセール・アンド・リースバックによる収入19億円があった一方で、短期借入金の純減額35億円や長期借入金の返済による支出51億円及び非支配株主への配当金の支払額15億円などにより資金が減少したことによるものです。

(4) 経営方針

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は1,123百万円であり、この他に日常的な改良に伴って発生した研究開発関連の費用は4,140百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策

当社グループは「1 事業等のリスク（継続企業の前提に関する重要事象等について）」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、当該重要事象等を解消、改善するための対応策を新中期経営計画「akebono New Frontier 30 - 2016」（以下aNf30-2016）の柱の一つとして取り組んでまいりました。初年度である平成29年3月期では、諸施策を講じた結果、一定の成果を上げることができました。

業績の更なる回復と持続的成長を目指し、aNf30-2016の達成に向けて取り組んでまいります。

<北米事業の立て直し>

平成26年年央から発生した生産混乱に起因したエキストラコストの影響で、平成27年度は北米事業において大幅な赤字の計上を余儀なくされました。当社は、この問題の解決を当社グループの最優先課題として捉え、早期の事業基盤再建に向けた抜本的な改革を実行中であり、現時点、計画していた北米事業の立て直しのための諸施策（マネジメント体制の強化、販売管理費・間接費コストの削減、収益性改善）の成果が計画以上の早いスピードで実現しており、平成29年度以降の黒字化の目途もつきました。引き続きオペレーションの改善と効率化を通じた生産の安定化に努め、一刻も早い目標実現を目指してまいります。

<製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立>

ビジネスの多様化が進む中、日本・北米・欧州・アジアの各地域の連携を深め、グローバルでの競争力を更に強化することを目的に、5つの製品別のビジネスユニットを発足させました。新しい体制への移行を新中期経営計画最終年度（平成31年3月末）までに完了させる計画です。事業部ごとの課題の抽出と仕組みの構築を加速させ、製品ごとの収益性を向上させるとともにさらなる競争力の強化を図り、早期のグローバルネットワークの確立を目指してまいります。

ビジネスユニット（BU）	発足	対象製品
HP BU	平成28年1月	HP（高性能量販車向け）ディスクブレーキ、パッド
Foundation BU	平成28年1月	ディスクブレーキ、ドラムブレーキなどメカ部品
インフラ&モビリティシステム（AIMS）BU	平成28年4月	産業機械用製品、鉄道車両用製品、センサー製品
Friction Material BU	平成28年10月	ブレーキパッド、ライニングなどの摩擦材製品
補修品 BU	平成28年10月	補修用製品

<ハイパフォーマンス（高性能量販車）ビジネスの拡大と欧州事業の新築>

ハイパフォーマンスブレーキビジネスについては、計画通り順調に進行中です。摩擦材も含め、当社製品に対する需要は高まりつつあります。ハイパフォーマンスブレーキキャリア事業については、米国サウスカロライナ州コロンビア工場からスロバキア工場への生産移管により生産効率の向上を目指してまいります。

<健全な財務体質への回復>

北米事業の立て直しのための各施策は、計画を上回る早いペースで成果が実現し、初年度の収益は計画以上に改善することができました。

引き続き北米事業の平成29年度以降の黒字化に向けた事業基盤再建による収益性の改善を進め、徹底したコスト管理による不採算案件の是正により収益力を向上させ、有利子負債の削減を推進すること等により健全な財務体質への回復を進め、持続的成長に繋げてまいります。

メインバンクを中心に取引銀行各行とは緊密な関係を維持しており、今後の継続的な支援についても合意をいただき、必要な新規の長期資金融資も受けております。

これらの状況を踏まえ、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は認められないと判断しております。

(7) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は株式会社の支配に関する基本方針について定めており、その内容は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としましては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様の前判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の前判断に委ねられるべきものであると考えておりますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を『私達は、「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けて行きます。』と定め、経営方針である「お客様第一」「技術の再構築」「グローバルネットワークの確立」に基づき、ブレーキ製品関連事業に経営資源を集中した事業展開により、業績の拡大を目指しております。

当社の長期目標であるGlobal 30（OEMディスクブレーキパッド世界シェア30%の獲得）の達成に向け、昨年、平成30年度を最終年度とする新中期経営計画「akebono New Frontier 30 - 2016」を策定いたしました。製品別の事業展開をグローバルベースで行うことを基軸とした更なる競争力の強化、経営基盤の確立を図ります。新中期経営計画は「北米事業の立て直し」「ハイパフォーマンス（高性能量販車）ビジネスの拡大と欧州事業の新築」及び「製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立」の目標を掲げ、これらの目標を達成することにより「健全な財務体質への回復」を実現し、持続的成長に繋げてまいります。概要は以下のとおりです。

<北米事業の立て直し>

平成26年年央から発生した生産混乱に起因したエキストラコストの影響で、平成27年度は北米事業において大幅な赤字の計上を余儀なくされました。当社は、この問題の解決を当社グループの最優先課題として捉え、早期の事業基盤再建に向けた現地主導によるマネジメント体制を強化することにより組織の抜本的な改革を実行中であります。具体的には、外部機関の支援も得て、事業の現状の再把握と課題及び問題点のレビュー、商品群の収益性の再レビュー、生産拠点の最適化、販売管理費の削減、間接コストの低減、品質安定及び緊急出荷の削減、マネジメントレベルの入替、人員の適正化など諸施策を実施しております。また、売上重視から脱却し利益重視に転換し、原価低減による採算性を優先するとともに、生産コストのムダも徹底的に排除することにより収益性の改善を図り、経営の改革をさらに加速いたします。昨年米国で実績のある人財を最高経営責任者CEOとして採用し、次いで最高財務責任者CFOも新規採用し、経営体制を一新しております。

<製品別事業部制への移行によるグローバルネットワークの確立>

グローバルレベルでビジネスの多様化が進む中、当社は、日本・北米・欧州・アジアの各地域で展開しているビジネスの連携を更に深めることを目的に、地域を限定しない製品別事業部制を発足いたしました。この新組織は営業・開発・調達・生産などの機能を製品別に振り分け、グローバルで知見を共有することにより、多様化するお客様ニーズに対応してまいります。そのために、まずはディスクブレーキ及び摩擦材における「標準」を確立し、グローバルでのデータベースを構築しながら、S+t（標準化+特性）をベースにした製品戦略を推進し、グローバルでのビジネス拡大を目指します。具体的には、ハイパフォーマンスブレーキ事業、インフラモビリティ（産機・鉄道・センサー、新規等）事業、補修品事業、フリクション（摩擦材）事業、ファウンデーションブレーキ（車両搭載用ブレーキ）事業の5つのビジネスユニット（BU）により、それぞれの製品を軸にしたグローバル展開を実行いたします。

<ハイパフォーマンス（高性能量販車）ビジネスの拡大と欧州事業の新築>

これまで、欧州ではフランスのAkebono Europe S.A.S.にて摩擦材を製造しておりましたが、スロバキアのAkebono Brake Slovakia s.r.o.にてディスクブレーキを製造することにより、欧州において一貫した生産供給体制の確立を目指します。また、昨年新設したハイパフォーマンス向けビジネスを専任とするBUが主体となり、欧州事業拡大の試金石となったハイパフォーマンス向けの技術を現在の日本・北米・アジアにおける量販車向け技術に融合・適用させ、より一層の差別化を図り、グローバルレベルでの展開に繋げてまいります。

<健全な財務体質への回復>

ビジネスの積極的な拡大を目指した売上至上主義により、生産能力を大幅に上回る受注を受けた結果、生産混乱に起因したエキストラコストが発生したこと等で、平成27年度は北米事業で類を見ない赤字を計上するに至りました。今回の教訓を踏まえ、利益及びキャッシュの捻出を最優先とし、北米の事業基盤再建による収益性の改善を始め、徹底したコスト管理による不採算案件の是正により収益力を向上させ、有利子負債の削減を推進し健全な財務体質への回復を進め、持続的成長に繋げてまいります。

2. 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

上記の中期経営計画に基づく取組みは、当社グループの市場価値を向上させ、その結果、当社株主共同の利益を著しく損なう買付者が現れる危険性を低減するものですから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、かかる取組みは、当社グループの価値を向上させるものですから、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えます。

本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株券等の大量買付行為に関する対応策）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量の買付行為への対応策として、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定いたします。

なお、に記載する当社株券等の大量買付行為への対応策を以下「本プラン」といいます。

1. 本プランの対象

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。

なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- () 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）又は、
 - () 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）
- を意味します。

注2：議決権割合とは、

- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)と、当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、ととの合算において、ととの間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)又は、
- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2. 大量買付ルールの内容

(1) 大量買付ルールの概要

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、()大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、()当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、()取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行い、()当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様のご意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記()から()の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

(2) 情報の提供

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大量買付行為の概要を明示した、大量買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等と協議の上、当該情報だけでは不十分と認められる場合には、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大量買付者及びそのグループ(共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。)の概要(大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

大量買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)

当社株券等の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等(以下「買付後経営方針等」といいます。)

当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大量買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて当社取締役会から独立した外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 当社株主総会における株主意思の確認

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評価期間満了後に以下に定める要領に従って、すみやかに当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを決するものとします。

但し、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かの判断を委ねるのが相当と判断する場合には、株主意思確認総会を開催しないことができるものとします（この場合、当社取締役会は、当該大量買付行為に対し対抗措置をとりません。）。

当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するため、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。

株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。

当社取締役会は、株主意思確認総会において株主の皆様が発動の是非をご判断いただくべき対抗措置の具体的な内容を、事前に決定のうえ、公表します。

株主意思確認総会の決議は、法令及び当社定款第43条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。

大量買付者は、株主意思確認総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。（なお、大量買付者が株主意思確認総会終結時までには当社株券等の買付けを開始したときは、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。）

当社取締役会は、株主意思確認総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は株主意思確認総会の開催の延期若しくは中止をすることができるものとします。

3. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合は、上述のとおり、当社取締役会は、株主意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

4. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者により大量買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、当社取締役会から独立した外部専門家等の意見も参考にし、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は（注）新株予約権概要に記載のとおりです。

なお、大量買付者により、大量買付ルールが遵守されなかった場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、上記2.(4)に定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本プランの導入・継続が株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主価値の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの導入及び継続は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記3.及び4.において述べたとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大量買付ルールを遵守しない大量買付者、及び株主の皆様が株主意思確認総会において対抗措置を発動することが相当と判断した大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。例えば、具体的対抗措置として無償割当てによる新株予約権の発行を決議した場合に、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以後に当該決議を撤回することは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

イ．株主名簿への記載・記録の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、割当期日における最終の株主名簿に株主として記載又は記録される必要があります。

ロ．新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会又は株主意思確認総会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることとなります。

ハ．当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するために振替株式を記録するための口座の情報の提供をお願いすることがあります。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの有効期限

平成29年6月16日開催の当社第116回定時株主総会において本プラン継続の承認議案が可決されたため、本プランの有効期限は、平成30年6月30日までに開催される第117回定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社第117回定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会の決議に基づいて、廃止することができるものとします。また、当社株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。但し、関係法令及び取引所規則等の改廃に伴う、実質的な内容の変更を含まない本プランの技術的修正については、当社取締役会決議により行うことができます。これらの変更又は修正を行う場合には、その内容を速やかにお知らせします。

なお、本プランの有効期限は当社第117回定時株主総会の終結の時までの約1年間ですので、取締役会が本プランの継続の承認を求める議案を同定時株主総会に提出しなければ本プランは延長されず失効しますし、また、有効期限の満了前に当社株主総会又は取締役会の決議に基づき本プランを廃止することもできます。さらに、本プランにおいては、取締役会があらかじめ同意をすれば、特定の当社株券等の買付行為に対する本プランの適用を排除することもできます。以上から、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ないしスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）のいずれにもあたりません。

7. 本プランが本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 本プランが本基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が為された場合の対応方針、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、株主の皆様が当社取締役会が対抗措置をとることの是非を株主意識確認総会において直接的に意思を確認した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがある旨を定めております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合は、原則として株主意識確認総会における株主の皆様のご判断に基づいて、大量買付行為に対して対抗措置を発動すべきか否かを決するものとしており、対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとらない旨を定めております。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

(2) 本プランが当社株主共同の利益を損なうものではないこと

述べたとおり、本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を判断していただくことを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われ、原則として株主の皆様が株主意識確認総会において直接的に発動の是非を判断していただきます。また、当社取締役会は単独で本プランの発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様承認を要します。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(注)新株予約権概要

1.新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3.発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4.各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5.新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6.新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7.新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	135,992,343	135,992,343	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	135,992,343	135,992,343	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成29年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年7月1日～ 平成29年9月30日	-	135,992	-	19,939	-	-

(6)【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	15,495	11.39
ROBERT BOSCH L.L.C. (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	2800 SOUTH 25TH AVENUE, IL 60155-4594 BROADVIEW, U.S.A. (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	12,597	9.26
いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井6-26-1	12,111	8.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	5,800	4.26
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT - DOMESTIC CUSTODY SERVICES (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	TAUNUSANLAGE 12, 60325 FRANKFURT AM MAIN, GERMANY (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	3,900	2.86
アイシン精機株式会社	愛知県刈谷市朝日町2-1	3,133	2.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	2,433	1.78
曙ブレーキ誠和魂従業員持株会	東京都中央区日本橋小網町19-5	2,372	1.74
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	東京都中央区日本橋1-4-1	2,000	1.47
K Y B 株式会社	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	2,000	1.47
セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前1-5-1	2,000	1.47
計		63,843	46.94

(注) 1 上記のほか、当社が実質的に所有している自己株式が2,758千株あります(発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.02%)。

- 2 ROBERT BOSCH L.L.C.及びその共同保有者(PRUEFZENTRUM BOXBERG GMBH)から平成27年6月19日付で提出され、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)により、平成27年6月12日現在で16,497,000株を保有している旨が記載されているものの、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、それぞれの会社の所有株式数は、次のとおりであります。

ROBERT BOSCH L.L.C.	13,297,000株
PRUEFZENTRUM BOXBERG GMBH	3,200,000株

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,758,800	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,131,900	1,331,309	同上
単元未満株式	普通株式 101,643	-	-
発行済株式総数	135,992,343	-	-
総株主の議決権	-	1,331,309	-

(注)1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,500株(議決権35個)含まれております。また、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質所有していない株式1,000株(議決権10個)は、株式数の欄には含まれておりますが、議決権の数の欄には含まれておりません。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式79株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 曙ブレーキ工業(株)	東京都中央区日本橋小網町19-5	2,758,800	-	2,758,800	2.02
計	-	2,758,800	-	2,758,800	2.02

(注)上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めておりません。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりです。

(1) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
代表取締役	執行役員副社長 社長補佐 企画・管理管掌 CFO 北米事業担当 Akebono Brake Corporation Chairman Akebono Europe S.A.S. Chairman	代表取締役	執行役員副社長 社長補佐 企画・管理管掌 CFO Akebono Europe S.A.S. Chairman	荻野 好正	平成29年7月1日

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,564	17,235
受取手形及び売掛金	34,045	34,928
商品及び製品	4,165	4,916
仕掛品	1,923	2,127
原材料及び貯蔵品	14,301	13,501
繰延税金資産	978	924
その他	4,908	3,664
貸倒引当金	123	136
流動資産合計	75,761	77,161
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	60,269	60,053
減価償却累計額	33,813	34,530
建物及び構築物(純額)	26,457	25,523
機械装置及び運搬具	173,860	173,518
減価償却累計額	126,621	127,747
機械装置及び運搬具(純額)	47,239	45,771
土地	21,269	21,287
建設仮勘定	7,419	8,466
その他	21,972	22,196
減価償却累計額	19,346	19,734
その他(純額)	2,626	2,463
有形固定資産合計	105,010	103,511
無形固定資産	2,092	2,130
投資その他の資産		
投資有価証券	12,902	13,412
退職給付に係る資産	3,936	4,277
繰延税金資産	801	735
その他	1,298	1,087
貸倒引当金	11	11
投資その他の資産合計	18,927	19,499
固定資産合計	126,029	125,140
資産合計	201,790	202,300

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,330	28,836
短期借入金	22,580	19,409
1年内返済予定の長期借入金	24,355	27,170
未払法人税等	542	587
賞与引当金	1,778	1,747
設備関係支払手形	1,875	1,636
その他	13,717	13,105
流動負債合計	94,176	92,491
固定負債		
長期借入金	66,436	65,872
役員退職慰労引当金	31	31
退職給付に係る負債	2,233	2,268
繰延税金負債	1,397	1,557
再評価に係る繰延税金負債	3,155	3,155
その他	4,982	6,161
固定負債合計	78,234	79,045
負債合計	172,410	171,535
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,939	19,939
資本剰余金	12,935	-
利益剰余金	19,020	4,867
自己株式	1,878	1,860
株主資本合計	11,977	13,212
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,584	4,927
土地再評価差額金	6,741	6,741
為替換算調整勘定	1,541	1,398
退職給付に係る調整累計額	222	339
その他の包括利益累計額合計	13,088	13,405
新株予約権	174	161
非支配株主持分	4,140	3,987
純資産合計	29,380	30,765
負債純資産合計	201,790	202,300

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)
売上高	133,475	136,050
売上原価	121,336	121,049
売上総利益	12,139	15,001
販売費及び一般管理費	11,403	10,618
営業利益	736	4,384
営業外収益		
受取利息	70	43
受取配当金	160	159
持分法による投資利益	-	9
為替差益	-	134
その他	76	125
営業外収益合計	305	469
営業外費用		
支払利息	683	924
持分法による投資損失	7	-
為替差損	1,117	-
製品補償費	153	706
その他	561	205
営業外費用合計	2,521	1,835
経常利益又は経常損失 ()	1,479	3,017
特別利益		
固定資産売却益	30	43
補助金収入	28	27
特別利益合計	59	70
特別損失		
固定資産除売却損	65	61
特別損失合計	65	61
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	1,486	3,026
法人税、住民税及び事業税	727	1,123
法人税等調整額	128	69
法人税等合計	855	1,193
四半期純利益又は四半期純損失 ()	2,341	1,833
非支配株主に帰属する四半期純利益	490	611
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失 ()	2,831	1,222

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	2,341	1,833
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	407	344
為替換算調整勘定	5,747	301
退職給付に係る調整額	192	122
その他の包括利益合計	5,149	164
四半期包括利益	7,490	1,997
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	7,204	1,539
非支配株主に係る四半期包括利益	286	458

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,486	3,026
減価償却費	5,801	6,285
貸倒引当金の増減額(は減少)	57	0
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	148	119
受取利息及び受取配当金	230	202
支払利息	683	924
持分法による投資損益(は益)	7	9
固定資産除売却損益(は益)	35	19
売上債権の増減額(は増加)	3,476	1,312
たな卸資産の増減額(は増加)	637	372
仕入債務の増減額(は減少)	2,810	139
その他	728	938
小計	4,030	9,039
利息及び配当金の受取額	230	202
利息の支払額	687	915
法人税等の支払額	1,519	1,936
法人税等の還付額	887	383
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,940	6,772
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,919	4,930
有形固定資産の売却による収入	121	206
投資有価証券の取得による支出	9	10
その他	32	33
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,839	4,701
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,871	3,492
長期借入れによる収入	-	7,995
長期借入金の返済による支出	1,849	5,110
配当金の支払額	2	1
非支配株主への配当金の支払額	770	1,483
セール・アンド・リースバックによる収入	162	1,903
自己株式の純増減額(は増加)	0	0
その他	271	336
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,601	525
現金及び現金同等物に係る換算差額	780	124
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	10,280	1,671
現金及び現金同等物の期首残高	20,403	15,564
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,123	17,235

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 債務保証

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度(平成29年3月31日)		当第2四半期連結会計期間(平成29年9月30日)	
協同組合ウィングバレイ	66百万円	協同組合ウィングバレイ	66百万円
(注) 協同組合ウィングバレイに対する債務保証は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額(前連結会計年度末101百万円、当第2四半期連結会計期間末90百万円)のうちの当社グループ負担額であります。			

(2) 債権流動化

前連結会計年度(平成29年3月31日)		当第2四半期連結会計期間(平成29年9月30日)	
債権流動化に伴う買い戻し義務限度額	495百万円	債権流動化に伴う買い戻し義務限度額	596百万円

(3) その他

当社及び連結子会社が過去に製造・販売したパーキングブレーキのうち一部の品番に関連し、自動車メーカーにおいて当該製品を組み込んだ自動車で品質問題が発生しております。これにより、当社及び連結子会社において補修費用が発生する可能性があります。現時点では、四半期連結財務諸表に与える影響額を合理的に見積もることが困難であるため当該事象に係る費用は計上しておりません。

今後、当該品質問題に起因して費用を負担する可能性もありますが、現在のところその影響や発生時期を合理的に見積もることも困難であり、当該事象が将来の連結財務諸表に与える影響は明らかではありませんが、判明次第、公表いたします。

2 財務制限条項

(1) 当社のコミットメントライン契約(総額12,500百万円)に基づく短期借入金(借入残高-百万円)

- ・各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部のうち、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額を前年同期比75%以上に維持すること。
- ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

(2) 当社のコミットメントライン契約(総額20百万ユーロ)に基づく短期借入金(借入残高2,657百万円)

- ・各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部のうち、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額を前年同期比75%以上に維持すること。
- ・各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が、損失とならないようにすること。

(3) 当社の長期借入金(借入残高3,000百万円)

- ・各年度の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額のうち、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表における当該合計金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
- ・各年度の決算期にかかる単体及び連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

(4) 連結子会社であるアケボノブレーキコーポレーション(以下、ABC)の長期借入金(借入残高5,507百万円)

- ・各年度の決算期の末日におけるABCの自己資本比率が25%を下回らないこと。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
給料	3,366百万円	3,474百万円
賞与引当金繰入額	321百万円	371百万円
退職給付費用	151百万円	145百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	10,123百万円	17,235百万円
現金及び現金同等物	10,123百万円	17,235百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)
該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア			
売上高									
外部顧客への売上高	34,528	75,735	4,644	9,351	2,774	6,443	133,475	-	133,475
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,685	3,191	717	216	165	1,580	11,553	11,553	-
計	40,213	78,926	5,362	9,567	2,939	8,022	145,028	11,553	133,475
セグメント利益又は 損失()	2,105	3,068	623	1,303	172	700	589	147	736

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア			
売上高									
外部顧客への売上高	35,916	73,092	5,822	10,490	3,543	7,187	136,050	-	136,050
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,508	2,317	772	207	182	1,680	9,666	9,666	-
計	40,424	75,409	6,594	10,696	3,726	8,867	145,716	9,666	136,050
セグメント利益又は 損失()	1,433	1,223	856	1,405	192	855	4,251	132	4,384

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()	21円26銭	9円17銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (百万円)	2,831	1,222
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (百万円)	2,831	1,222
普通株式の期中平均株式数(千株)	133,113	133,193
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	9円16銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	197

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月10日

曙ブレーキ工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 國井 泰成

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和田 貴之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている曙ブレーキ工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。